令和8年9月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時　令和8年9月25日（火）　午後2時00分～午後3時00分

2.開催場所　三芳町役場　302・303会議室

3.出席委員　13人

会長	古寺　貞雄
会長職務代理	髙山　誠二
委員	鈴木　昌夫
	早川　光男
	稲吉　実
	忽滑谷　進治
	塩野　智恵
	髙野　賢治
	井田　和宏
	矢島　伸浩
	阿部　博之
	田中　義行
	森田　豊

4.議事日程

第1　議事録署名委員の指名

第2　会議書記の指名

議案第8号　農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
議案第9号　農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件
報告第9号　農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件（報告）
報告第10号　農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件（報告）
報告第11号　農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件（報告）
報告第12号　農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件（報告）
報告第13号　農用地利用集積等促進計画の認可の件（報告）
報告第14号　農地法施行規則第29条第1項第21号の規定による農地の試掘調査の件（報告）

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	三浦　康晴	事務局次長	江田　直也
主　　査	小森　充浩	主　　事	清水　大輝

6. 会議の概要

会長　　それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に稲吉実委員、忽滑谷進治委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局　　議案第8号、1、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、別紙のとおり
議案第9号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり
報告第9号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件（報告）、別紙のとおり
報告第10号、1、農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件（報告）、別紙のとおり
報告第11号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件（報告）、別紙のとおり
報告第12号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件（報告）、別紙のとおり
報告第13号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件（報告）、別紙のとおり
報告第14号、1、農地法施行規則第29条第1項第21号の規定による農地の試掘調査の件（報告）、別紙のとおり
令和8年9月25日提出
三芳町農業委員会　会長　古寺　貞雄　以上でございます

会長　　議案第8号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案第8号は、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件となっております。町が農用地利用集積等促進計画を定める際は、農業委員会から意見を聞くことが適当であるとされているため、三芳町より意見聴取の依頼を受けております。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、2ページから3ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目は雑種地、現況地目は畑であり、農地ではありません。
登記地目が畑ではありませんが、耕作に供せる状況であれば中間管理機構を通した貸し借りが可能であることを確認しております。
面積は1，713㎡であり、権利が賃借権の設定です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和8年12月1日から令和12年9月30日までの3年10カ月間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕耘機13台、トラクター10台、もみすり機1台、乾燥機3台、コンバイン4台、トラック6台などを所有、リースしており、農業を営む環境にあると判断します。
労働力は申請者含め2人となっています。
主たる経営作物は、そばとなります。
事務局からは以上です。

会長　　地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員　　現地の確認をしてまいりました。
現地は適切に管理されていることを確認しました。

会長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
何かご意見等ございますか。
それでは採決を行います。議案第8号番号1に対し原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
総員賛成と認めます。よって議案第8号番号1は意見無しとします。
議案第9号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　続きまして4ページをご覧ください。
議案第9号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。
番号1につきまして、
所在は〇〇〇〇から〇〇〇〇までの19筆となっております。
所在につきましては、5ページから14ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となっております。
面積は合計26，212㎡となっており、権利は所有権の移転となっております。
譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積は26，212㎡
譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積は26，521．72㎡
となっております。
続いて許可要件について説明いたします。
まず、農地の取得後、耕作に供すべき農地すべてを効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件について、現在所有している農地の状況は問題なく、機械はトラクター3台、コンバイン1台、耕耘機1台、トラック1台などを所有しており、労働力は3名、主たる経営作物は、小麦、ブルーベリーとなっており、農業を営む環境にあると判断しております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上の従事要件についてですが、申請書によりますと申請者含め2名が満たしております。
事務局からは以上です。

会長　　地元委員より補足説明をお願いします。

11 番委員　譲受人に話を伺いました。
譲受人は今年の2月に家業である農業を継いだとのことです。
現在所有している農地については、貸付けることも検討しており、今回の申請地では小麦を栽培する計画とのことです。

会長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
何か意見ございませんか。
それでは採決を行います。議案第9号番号1に対し原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
総員賛成と認めます。よって議案第9号番号1は許可とします。
これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局　　15ページをご覧ください
報告第9号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、
所在は○○○○から○○○○までの計5筆となっております。
所在につきましては、16ページの案内図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑で、
面積は合計2，683㎡となっております。
被相続人は、○○○○、○○○○
相続人は、○○○○、○○○○となっております。
権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、
あっせんの希望は無しで受理済みです。

17ページをご覧ください。
報告第10号は、農地法第4条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、
所在が○○○○、○○○○の計2筆となっております。
所在につきましては、18ページから20ページまでの案内図、公図の写し、計画図をご覧ください。
登記簿地目・現況地目ともに畑となっております。
面積は合計731㎡となっております。
申請人は、○○○○、○○○○
申請事由は、工事ヤード、車両通路として一時転用の受理済みです。

21ページをご覧ください。
報告第11号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。
番号1につきまして、
所在は○○○○、○○○○の計2筆となっております。
所在等につきましては、22ページから24ページまでの案内図、公図の写し、計画図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑で、当該地は市街化区域です。
面積は合計933㎡となっており、権利は、所有権の移転です。
譲渡人が、○○○○、○○○○
譲受人が、○○○○、○○○○
申請事由は、分譲住宅として受理済みです。

25ページをご覧ください。
報告第12号は、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件です。
法人が農地を所有、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないとなっております。
今回は、○○○○、○○○○より報告を受けました。
農地法第6条の2では現況の農地が適切に管理されているかの確認と業務執行役員又は重要な使用人の年間従事日数の確認が必要となります。
現況の農地に関しては、事務局が現地を目視して適切に管理されていることを確認しており、業務執行役員又は重要な使用人の年間従事日数は、報告書の方で問題ないと確認しております。
所在が○○○○の1筆となっております。
所在につきましては26ページの案内図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。
面積は2，076㎡となっております。
こちらは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定による賃借権の設定になっております。
貸人が○○○○、○○○○
借人が○○○○、○○○○となっております。
権利の始期と終期は令和5年10月1日から令和15年9月30日までの
10年となっており、届出受理済でございます。

27ページをご覧ください。
報告第13号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。
この案件は、令和8年6月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。
番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、28ページの案内図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は2，997㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和8年9月1日から令和13年8月31日までの5年間となります。

29ページをご覧ください。
番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇から〇〇〇〇までの計9筆となります。
所在につきましては、30ページの案内図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は合計3，394㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人は番号1と同一のため省略します。
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和8年9月1日から令和14年8月31日までの6年間となります。

31ページをご覧ください。
番号3につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、32ページの案内図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。
面積は合計2，989㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人は番号1と同一のため省略します。
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和8年9月1日から令和9年8月31日までの1年間となります。
全て公告日は令和8年8月27日です。

続きまして、33ページをご覧ください。
報告第14号は、〇〇〇〇より提出された、農地法施行規則第29条第1項第21号の規定による農地の試掘調査に関する報告の件となります。
農地法施行規則第29条は、農地の転用の制限の例外となります。ここで定める事項は例外的に農地転用許可を要しないこととなっており、本案件は、農地法施行規則第29条第1項第21号に当たり、「地方公共団体が文化財保護法第99条第1項の規定による土地の発掘を行うため、農地を一時的に農地以外のものにする場合」に合致するため、農地転用許可は要らず、報告のみとなります。
所在が〇〇〇〇から〇〇〇〇までの計19筆となっております。

所在につきましては、34ページから43ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。
面積は合計30，942．22㎡となっております。
なお、詳しい土地利用計画につきましては、44ページから45ページまでの掘削予定図、配置図をご覧ください。
試掘調査期間は、令和8年9月9日から令和9年3月31日までとなっており、掘削方法は、深さ1mから3mのトレンチを計20本掘削予定となります。
被害防除方法は、試掘調査をする敷地外周にロープやネット等で囲いをするとのことです。

会長　　以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。
議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。
令和　8　年　10　月　26　日

議長　　古寺　貞雄

署名委員　　稲吉　実

署名委員　　忽滑谷　進治